

提供日 2026/07/30
タイトル 特定商取引法に基づく事業者に対する
行政処分及び公表
担当 くらし・環境部県民生活課
連絡先 事業者指導班 TEL 054-221-3690



幸福度日本一の静岡県

特定商取引法に基づく事業者に対する行政処分及び公表

1 概要

令和8年7月30日に、給排水設備工事等の訪問販売を行う株式会社M. B. L.に対し、特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく指示を行った。

2 指示の対象事業者

事業者名	株式会社 M.B.L
本店所在地	藤枝市青木一丁目2番18号タチバナビル3F
代表者	代表取締役 齊藤 孝輝(さいとう こうき)
設立時期	令和3年10月11日
事業内容	給排水設備工事業等
営業エリア	静岡県内全域

3 指示の内容

- 違反行為の発生原因について、それぞれの違反行為につき、調査分析の上検証し、その検証結果について、静岡県知事へ文書で報告すること。
- 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、静岡県知事へ文書で報告すること。

4 違法行為の概要

(1)勧誘目的等不明示【法第3条】

消費者宅を訪問して、住宅設備機器保証※等の契約を勧誘するに際し、勧誘に先立って、当該契約の締結を勧誘する目的である旨等を明らかにしなかった。

※住宅設備機器保証：給湯器買換時の卸値販売等に関する保証

(2) 契約書面記載不備【法第5条第1項第1号】

消費者宅において、住宅設備機器保証の内容、浄水器の型式について記載がない契約書等を交付した。

5 当該事業者に対する県内の相談状況(令和8年7月27日現在)

県内相談件数	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
	5件	21件	14件	5件	3件	48件
相談の概要	相談者性別	男性24人、女性23人、不明1名				
	契約者性別	男性32人、女性15人、不明1名				
	契約者年齢	平均54.7歳(28歳から92歳)				
	契約額	平均約81.7万円(40万円から346万円)				
	契約者地域	沼津市、富士宮市、富士市、焼津市、藤枝市、島田市、榛原郡吉田町、御前崎市、牧之原市、菊川市、掛川市				

静岡県くらし・環境部ホームページ内 不当取引事業者に対する措置サイト

・保証・浄水器等の訪問販売業者に対し、指示を実施

【<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shohiseikatsu/futohyoji/1002423/1081114.html>】

参加者募集告知

・ 催事等の当日取材

・ 実施事業等の紹介

・ **調査結果等の公表**